

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和4年6月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年5月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成23年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(固定資産税の課税免除) 第2条 町長は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画に	(固定資産税の課税免除) 第2条 町長は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画に

において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象固定資産」という。）に対しては、新たに固定資産税を課することとなった年度（以下「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

(1)・(2) 略

において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象固定資産」という。）に対しては、新たに固定資産税を課することとなった年度（以下「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

(1)・(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。